



目次

告 示	ページ
◎寄附金税額控除の対象となる寄附金（控除対象寄附金）の指定 (税 務 課)	1
◎高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定 (県民生活・男女共同参画課)	1
◎こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定 (")	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件) (")	2
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○林業種苗生産事業者講習会の実施 (林業改革課)	3

告 示

高知県告示第113号

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第39条の2第3号エの規定により控除対象寄附金の指定をしたので、高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第34条の3第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 控除対象寄附金の指定年月日
平成21年2月5日
- 控除対象寄附金の名称又はこれに準ずるもの
社会福祉法人来島会に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
- 控除対象寄附金に係る法人の名称、代表者の職名及び氏名、主たる事務所の所在地並びに県内の主たる業務を行う事業所の名称及び所在地
 - 法人の名称
社会福祉法人来島会

- 代表者の職名及び氏名
理事長 越智 一博
- 主たる事務所の所在地
愛媛県今治市登畑甲345番地1
- 県内の主たる業務を行う事業所の名称及び所在地
知的障害者更生施設南海学園
知的障害児施設南海学園
知的障害児通園施設南海学園やいる
南国市大桶乙2288

高知県告示第114号

高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立交通安全子どもセンター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市中秦泉寺365番地2
特定非営利活動法人たびびと
- 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第115号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第17条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第21条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
こうち男女共同参画センター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市旭町三丁目115番地
財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
- 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第116号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働

部経営支援課に提出することができる。

平成21年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
磯久 義明
- 届出者の住所
高知市万々261番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら神田店
高知市神田宇山地1209番1ほか3筆
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年8月27日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,116.86平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
50台
 - 駐輪場の収容台数
33台
 - 荷さばき施設の面積
36.92平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量
12.16立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前10時	午後8時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後8時30分
 - 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 届出年月日
平成20年12月26日
 - 届出書及び添付書類の縦覧場所

<p>高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第117号</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>平成21年2月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏</p> <p>(2) 届出者の住所 高知市知寄町二丁目1番37号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サニータウン高岡 土佐市高岡町甲337ほか</p> <p>(4) 変更した事項 大規模小売店舗の名称 (変更前) サニーマート高岡店 (変更後) サニータウン高岡</p> <p>(5) 変更年月日 平成20年11月1日</p> <p>(6) 変更理由 正式名称が変更になったため</p> <p>2 届出年月日 平成20年12月26日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 土佐市産業経済課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第118号</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>平成21年2月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称 ア 有限会社サンシャイン旭 代表取締役 川崎 博道 イ セガミメディクス株式会社 代表取締役 瀬上 修</p> <p>(2) 届出者の住所 ア 高知市稲荷町11番45号 イ 大阪府大阪市中央区南船場二丁目7番30号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンシャイン針木 高知市針木本町3番35号</p> <p>(4) 変更した事項 駐車場の自動車の出入口の数 (変更前) 2箇所 (変更後) 3箇所</p> <p>(5) 変更年月日 平成20年12月26日</p> <p>(6) 変更理由 駐車場の出入口を分散確保することにより、交通渋滞の防止及び出入口周辺の安全確保に努めるため</p> <p>2 届出年月日 平成20年12月25日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第119号</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項</p>	<p>において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>平成21年2月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏</p> <p>(2) 届出者の住所 高知市知寄町二丁目1番37号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サニータウン高岡 土佐市高岡町甲337ほか</p> <p>(4) 変更した事項 駐車場の自動車の出入口の数 (変更前) 4箇所 (変更後) 3箇所</p> <p>(5) 変更年月日 平成21年1月31日</p> <p>(6) 変更理由 国道の拡張に伴う交差点の安全の観点から、関係機関から閉鎖の要望があつたため</p> <p>2 届出年月日 平成20年12月26日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 土佐市産業経済課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第120号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、野根川漁業協同組合内共第501号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を平成21年2月6日に次のとおり認可した。</p> <p>平成21年2月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>野根川漁業協同組合 内共第501号 第五種共同漁業権遊漁規則</p>
---	---	---

- (1) 漁業権者の名称及び住所
野根川漁業協同組合 安芸郡東洋町野根丙1428番地1
- (2) 漁業権の免許番号
内共第501号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第6条第1項の表中「5,000円」を「6,000円」に改め、同条第2項の表中「1年遊漁料5,000円」を「1年遊漁料6,000円」に改める。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成21年2月6日

高知県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年2月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町葛原字西ノナロ163番1	前	9.5 } 16.5	130
	後	13.9 } 21.6	130

高知県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年2月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

幡多郡黒潮町上川口字下大向1048番1から幡多郡黒潮町上川口字上大向1034番1まで	前	A	5.0 } 12.0	265
		B	9.0 } 32.0	290
幡多郡黒潮町上川口字ウツシリ山1650番1から幡多郡黒潮町上川口字カザ屋敷1031番1まで	後		9.0 } 32.0	290

高知県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年2月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字地主307番1から吾川郡いの町越裏門字地主127番1まで	132	平成21年2月20日

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定によ

り、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成21年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成21年3月13日（金） 午前9時30分から午後4時30分まで	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎3階第3会議室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙をはり付けて納付すること。）

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講希望者は、受講申込書を平成21年3月5日（木）までに住所を管轄する林業事務所（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。

6 受講申込書の用紙の配布場所

高知県森林部林業改革課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県森林部林業改革課（電話番号088-821-4602）